

しょうがいしゃしせつしえん じゅうよう じこうせつめいしょ
障 害 者 施 設 支 援 サ ー ビ ス 重 要 事 項 説 明 書
れいわ ねんどばん
－ 令 和 8 年 度 版 －

ほんじゅうよう じこうせつめいしょ とうじぎょうしょ りようけいやく ていけつ きぼう かた たい こうせいろうどう
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生労働
しょうれい もと とうじぎょうしょ がいよう ていきよう ないよう けいやくじょう ちゅうい
省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
せつめい
説明するものです。

じ ぎょうしゃ がいよう
1. 事 業 者 の 概 要

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん か も かい 社会福祉法人 可茂会
しょうざいち 所在地	ぎふけん かに ししいもり ばんち 岐阜県可児市石森65番地
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	り じ ちよう ふじ かけ よし ひろ 理事長 藤 掛 仁 博
でんわばんごう 電話番号（FAX）	0 5 7 4 - 6 4 - 3 3 6 6 （6 4 - 3 4 4 4）
ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	へいせい ねん がっ にち 平成2年4月12日

じぎょう もくてき うんえい ほうしん
2. 事 業 の 目 的 と 運 営 の 方 針

じぎょうしよばんごう 事業所番号	へいせい ねん がっ たちしてい ぎふけん ごう 平成21年4月1日指定 岐阜県2113100057号
じぎょうしよ めいしよ 事業所の名称	しょうがいしゃしえんしせつ か も がくえん か も がくえん「むぎ おか」 障害者支援施設 可茂学園 ・ 可茂学園「麦の丘」
しゅ たいしよしゃ 主たる対象者	ちてきしよ しや 知的障がい者
じぎょう 事業の種類	しせつにゆうしよしえん か も がくえん ・施設入所支援（可茂学園） せいかつかい か も がくえん か も がくえん むぎ おか ・生活介護（可茂学園・可茂学園「麦の丘」） たんきにゆうしよ か も がくえん ・短期入所（可茂学園） にちちゅういちじしえんじぎょう しちようそんしていじぎょう し ちよう してい ・日中一時支援事業（市町村指定事業…4市2町より指定） きょうどうせいかつえんじよ とう ・共同生活援助(2棟) そうだんしえんじぎょう ・相談支援事業
サービスの実施地域	かにし かに ぐん みたけちよう み の か も し など 可児市、可児郡御嵩町、美濃加茂市 等
じぎょう もくてき 事業の目的	1・障害者支援施設（施設入所支援、生活介護） しょう がい という ハンディ を 持 っ た 方 々 が 、 そ の 有 す る 能 力 及 び てきせい おう じりつ にちじようせいかつ い と な し や かい せ い かつ い と な 適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができる よう しょう がい の 有 無 に 関 わ ら ず 個 々 が 相 互 に 人 格 と 個 性 を 尊 重 し あんしん く ち い ま し や かい じ つ ば ん き よ 安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。 2・短期入所事業、日中一時支援事業 しょう し や き ゃ と く し え ん お こ な し ゃ じ じ ょう し ゃ しょう 障がい者が居宅において、支援を行うものの諸事情で障がい者 しえんしせつ たんきかん たんじかん りよう ひつよう りようし や たい せいかつ 支援施設へ短期間（短時間）の利用を必要とする利用者に対し、生活 しえん さ ぎ ょう か つ だ う て い き ょう み ま も お こ な 支援や作業活動の提供、見守りを行う。
かんりしゃしめい 管理者氏名	えん ちよう や ま ぐ ち か ず み 園 長 山 口 和 己
サービス管理責任者氏名	ほった や す し か わ む ら ま さ き 堀田 泰 史 ・ 川 村 雅 哉
しせつ しょうざいち 施設の所在地	か も がくえん ぎふけん かに ししいもり ばんち ・可茂学園 … 岐阜県可児市石森65番地 むぎ おか ぎふけん かに し ひ が し か た び ら ばんち ・麦 の 丘 … 岐阜県可児市東帷子3827番地6
でんわばんごう 電話番号	か も がくえん でんわ ふ あ つ く す ・可茂学園 … TEL 0574-64-3366 ・ FAX 0574-64-3444 むぎ おか でんわ ふ あ つ く す ・麦 の 丘 … TEL・FAX 0574-65-0127
しせつ うんえいほうしん 施設の運営方針	りようし や じ り つ に ち じ ょう せ い かつ し や かい せ い かつ い と な 1. 利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよ

	う、利用者に対して施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて施設障害福祉サービス提供に努めるものとする。 3. 利用者の意向、趣味、障がいの特性、その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づいた施設障害福祉サービスを提供すると共に、継続的な評価、見直しによる効果的で質の高いサービスを提供するものとする。 4. 地域や家族との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
利用定員	1. 入所支援 60名 2. 生活介護（麦の丘を含む） 100名 3. 短期入所 3名 4. 日中一時支援 6名

3. 施設の概要

(1) 建物、敷地面積

建物	構造	1. 可茂学園・喫茶かもん！ 鉄骨造り平屋建て 2. 麦の丘 鉄骨造り合金メッキ鋼板葺2階建て
	延べ床面積	1. 可茂学園・喫茶かもん！ 2967.16 m² 2. 麦の丘 【1F】 288.40 m² 【2F】 60.63 m²
敷地面積		可茂学園・喫茶かもん！… 10,360.64 m² 麦の丘… 2,319.82 m²

(2) 居室

居室の種類	室数	面積	備考
ひとり部屋	60室	10.45 m ²	クローゼット付 ※必要に応じてナースコール有
短期入所居室	3室	12.94 m ²	男性棟2室、女性棟1室 クローゼット付 ※必要に応じてナースコール有

【お願い】利用者から居室変更の申出があった場合は、居室の空き状況、他利用者との話合いにより事業所でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況等により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。また、短期入所の居室については男性棟2室、女性棟1室あり。

(3) 利用する主な室名及び面積

①管理棟

設備の種類	室数	面積	備 考
下足入	1 室	9.13 m ²	職員下足入れも含む
食堂(入所)	1 室	122.25 m ²	
医務室	1 室	17.16 m ²	
静養室	1 室	5.79 m ²	医務室内隣接
洗濯室	1 室	28.24 m ²	業務用洗濯機、乾燥機
中央ホール	1 室	96.27 m ²	多目的室
身障者便所	1 室	5.50 m ²	
相談室	1 室	8.70 m ²	相談支援センター隣接

②管理棟(作業室エリア)

設備の種類	室数	面積	備 考
作業室	4 室	44.29 m ²	
更衣室	1 室	3.15 m ²	作業室 1 に有。作業室 2～4 は収納スペース
男女便所	各 1 室	22.0 m ²	
身障者便所	2 室	6.07 m ²	

③管理棟(通所エリア)

設備の種類	室数	面積	備 考
訓練作業室	1 室	62.04 m ²	感染備品庫含む
作業室収納	1 室	8.00 m ²	更衣室含む
多目的室	1 室	94.05 m ²	避難スペース／理髪コーナー、防災倉庫含む
通所食堂	1 室	55.74 m ²	
男女便所	各 1 室	6.06 m ²	
身障トイレ	1 室	5.38 m ²	

④居住棟

設備の種類	室数	面積	備 考
居室	全 60 室	10.45 m ²	男性棟・中央棟各 20 室、女性棟 20 室
短期入所	3 室	12.94 m ²	男性棟 2 室、女性棟 1 室
男女浴室	各 1 室	28.12 m ²	中央棟、女性棟各 1 室
男女脱衣室	各 1 室	10.8 m ²	中央棟、女性棟各 1 室
男女洗濯室	各 1 室	10.1 m ²	中央棟、女性棟各 1 室
男女便所	各 1 室	18.85 m ²	男性棟・中央棟、女性棟各 1 室
男女身障トイレ	各 1 室	5.61 m ²	男性棟・中央棟、女性棟各 1 室

⑤^{むぎ おか}麦の丘

設備の種類 ^{せつび しゅるい}	室数 ^{しつすう}	面積 ^{めんせき}	備 考 ^{び こう}
第一作業室 ^{だいいちさぎょうしつ}	1 室 ^{しつ}	51.93 m ² ^{へいべい}	
第二作業室 ^{だいに さぎょうしつ}	1 室 ^{しつ}	64.49 m ² ^{へいべい}	パン製造設備設置、厨房含む ^{せいぞうせつびせっち ちゅうぼうふく}
食堂 ^{しょくどう}	1 室 ^{しつ}	56.71 m ² ^{へいべい}	パン売場も含む ^{うりば ふく}
休憩室 ^{きゅうけいしつ}	1 室 ^{しつ}	28.20 m ² ^{へいべい}	畳コーナー含む ^{たたみ ふく}
男女更衣室 ^{だんじょこういしつ}	各 1 室 ^{かく しつ}	20.91 m ² ^{へいべい}	1室はシャワー設備付き ^{しつ せつびつき}
男女便所 ^{だんじょべんじょ}	各 1 室 ^{かく しつ}	20.95 m ² ^{へいべい}	
洗濯室 ^{せんたくしつ}	1 室 ^{しつ}	2.45 m ² ^{へいべい}	

4. ^{しよくいんたいせい}職員体制

令和8年6月現在^{れいわ ねん がつげんざい}

しよくしゅ 職 種	いんずう 員数	じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非 常 勤		び 備	こう 考
		せんじゆう 専 従	けんにん 兼 任	せんじゆう 専 従	けんにん 兼 任		
1. かもがくえんしよくいん (せいかつかいご しせつにゆうしよしえん たんきにゆうしよ にっちゅういちじしえん) 1. 可茂学園職員 (生活介護/施設入所支援/短期入所/日 中一時支援)							
かんりしや えんちよう 管理者 (園長)	1		1			せいかつかいごじぎょう 生活介護事業 しせつにゆうしよしえんじぎょう 施設入所支援事業 たんきにゆうしよじぎょう 短期入所事業 にっちゅういちじしえんじぎょう 日 中一時支援事業	
かんりせきにんしや サービス管理責任者	2	1	1				
せいかつしえんいん 生活支援員	3 4	5	2 5	3	1		
かんごし 看護師	1	1					
しよくたくいし 嘱託医師	1				1		
えいようし 栄養士	1	1					
じむいん 事務員	3	2	1				
ちようりいん 調理員	9	1		8		ぎょうむいたくしよくいん 業務委託職員 (エブリフード)	
2. かもがくえん むぎ おか しよくいん (せいかつかいご) 2. 可茂学園「麦の丘」職員 (生活介護)							
せいかつしえんいん 生活支援員	7	3		4		せいかつかいごじぎょう 生活介護事業	

5. ^{し かく ほ け り じ ゅ う き ょ う}資格保有状況

令和8年6月現在^{れいわ ねん がつげんざい}

職 名 ^{しよく めい}	資 格 ^{し かく}	員 数 ^{いん すう}
生活支援員 ^{せいかつしえんいん}	介護福祉士 ^{かいごふくしし}	15名 ^{めい}
	社会福祉士 ^{しゃかいふくしし}	7名 ^{めい}
	精神保健福祉士 ^{せいしんほけんふくしし}	3名 ^{めい}
看護師 ^{かんごし}	正看護師 ^{せいかんごし}	1名 ^{めい}
栄養士 ^{えいようし}	管理栄養士 ^{かんりえいようし}	1名 ^{めい}

当施設では、利用者に対して障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。職員の配置については指定基準を遵守しています。利用者と職員配置の比率は「2.5 : 1」で県に届出をしています。

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
サービス 管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
生活支援員	可 茂 学 園 ・・早番 7：30～16：30 ・・日勤（A, B, C） 8：30～17：30 ・・〃（D） 9：00～18：00 ・・〃（E） 9：30～18：30 ・・〃（F） 7：00～16：00 ・・遅番 12：00～21：00 ・・夜勤 15：00～翌朝9：00
	麦 の 丘 ・・早番 7：00～16：00 ・・日勤 8：30～17：30 ・・非常勤職員 ①火、木、土曜日（8：00～16：00） ②水、金曜日（8：00～16：00）
看護師	8：30～17：30で勤務
医 師	隔週水曜日午後の診察を基本として必要に応じて随時
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
調理員	調理委託業者の就業規則による
事務員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

7. 営業日及び営業時間

- 施設入所支援 原則、年中無休
- 生活介護（可茂学園） 原則として月～金曜日（9:00～16:00）
ただし、土日祝祭日及びお盆、年末年始等事業所が別に定めた日は休業
- 生活介護（麦の丘） 原則として火、水、木、金、土曜日（9:00～16:00）
ただし、日月祝祭日及びお盆、年末年始等事業所が別に定めた日は休業
- 短期入所 原則、年中無休（受入時間 原則として9:00～16:30）
- 日中一時支援 原則、年中無休（受入時間 原則として9:00～16:30）

8. 施設サービスの概要

当施設では利用者に以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについては

- ① 介護給付費・地域生活事業給付費によるサービス（原則1割負担）
- ② サービスにかかる料金全額を負担していただくサービスがあります。

《個別支援計画作成について》

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として当施設の生活支援員及びサービス管理責任者が作成し、サービス担当者と協議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお「個別支援計画」の写しを、利用者に交付いたします。

(1) 施設支援サービス

種 類	内 容
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。健康のバロメーターとしての排泄チェックを行い必要な支援や対応を行います。
入浴	・年間を通じて週3回以上の入浴、またはシャワー浴(夏季)を行います。利用者の状況により入浴することが難しいと判断される場合は、やむを得ず清拭となる場合がございます。また、入浴時の事故などに配慮し、常時職員による見守り支援を行います。
睡眠	・十分な睡眠が確保できるよう、寝具や空調等に配慮いたします。 ・シーツ交換は、原則(長期帰宅時等を除き)週1回行います。
着脱衣	・毎日の着替えを慣行します。またそれに応じた援助も行います。
整容	・個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
洗面歯磨き	・洗面歯磨きを慣行します。またそれに応じた援助も行います。
移動	・移動するのに支援を要する方にはそれに応じた援助を行います。
相談援助	・当施設は、利用者及びその家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 全職員

(2) 日中活動支援サービス

種 類	内 容
生産活動支援	[グループ単位での作業活動支援] ・あやめグループ…請負でのビニールシート裁断等の軽作業など ・つくしグループ…請負での手折箱製函作業など ・ばらグループ…農園芸作業、鍋敷きなど木工製品製作、販売等 ・ゆりグループ…請負でのゴム製品のバリ取り ・さくらグループ…請負での自動車部品関連の簡易作業 ・麦の丘グループ…パン工房と喫茶業務

注：利用者の希望や状況によって所属グループの変更もあります。

余暇活動支援	[サークル活動などによる支援] ・スポーツクラブ 散歩、室内軽運動など ・芸術クラブ はり絵、絵画、ビーズアクセサリー作りなど ・家庭科クラブ 習字、お茶、生け花、料理教室など ・音楽クラブ リズム遊び、映画鑑賞、カラオケなど ・ハンドベル同好会 ハンドベルの練習、地域での発表 ・茶道、華道教室 外部講師による文化教室 ・音楽療法 音楽療法士による活動支援
行事を通しての支援	・春祭り、クリスマス会、餅つき、一日外出、新年会、年度末慰労会 ・親睦旅行「保護者会協賛事業」

社会活動支援 しゃかいかつどうしえん	〔利用者自治会によるボランティア活動〕 りようしやじちかい ・自治会役員による周辺清掃活動 じちかいやくいん しゅうへんせいそうかつどう 〔地域行事への参加活動〕 ちいきぎょうじ きんかかつどう ・可児市健康フェアー等の啓発活動への参加 かにしけんこう など けいはつかつどう きんか ・ハンドベル同好会による演奏活動の実施 どうこうかい えんそうかつどう じっし
	・各種地域行事への参加(公民館祭り等 各種イベントでのパン販売など) かくしゅちいきぎょうじ きんか こうみんかんまつ など かくしゅ ほんばい

(3) 居住環境整備サービス きょじゅうかんきょうせいび

種類 しゅるい	内 容 ない よう
食事 しょくじ	- 調理業務委託職員による食事を提供いたします。また、利用者状況によりきざみ食、疾病対応食なども提供いたします。 - 行事食の提供や嗜好調査を実施し利用者ニーズに応えます。 - 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 〈食事時間〉朝食（ 7：40～ 9：00） 昼食（11：40～13：00） 夕食（17：30～18：30 ※但し、状況により19時まで対応可） ※調理委託業者の都合により帰宅登園等による食事の有無についての変更は食事開始の2時間前までにお願ひします。
清掃 せいそう	基本的に施設の清掃は、職員と利用者で行います。居室の清掃等で援助が必要な方にはそれに応じた援助を行います。
洗濯 せんたく	自立のためのメニューとして洗濯支援を行います。能力により全面的な支援から必要な支援まで幅広く提供します。
整理整頓 せいりせいとん	居室の整理整頓は基本的に自ら行っていただきます。援助が必要な場合には原則として合意のもと支援を行います。
食事準備 しょくじじゅんび	基本的に食事準備は施設が行います。自立のために必要と認められる方は本人の希望などにより、食堂当番等お手伝いをしていただくことがあります。また、ニーズにより調理技術の習得等に関する支援を行います。
社会資源 の活用 しゃかいしげん かつよう	社会的学習は実社会での体験学習が必要です。買い物や社会交流等の取り組みにより社会資源を積極的に活用します。
安全管理 あんぜんかんり	- 安全環境に留意し、危険箇所については早急な改善をします。 - 交通安全教室や定期的な防災訓練を行います。また職員は救命救急の講習を受講し万一の対応に努めます。

(4) 保健医療サービス ほけんいりよう

種類 しゅるい	内 容 ない よう
健康管理 けんこうかんり	- 嘱託医師により、年1回健康診断を設け受診します。 - 指定した医療機関より、年1回生活習慣病健診を設け受診します。 - 嘱託医師による、隔週水曜日に診察日を設けて健康管理に努めます。 - 常時は、看護師による診察、疾病予防、健康管理に努めます。 - 緊急時には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 - 協力（指定）医療機関外への通院につきましては、ご家族で対応をお願いいたします。ただし、緊急時にはこの限りではありません。

	・・手術・入院等の緊急の場合は職員だけでは対応できません。入院手続き、付添い等は保護者の方でお願いいたします。 〈当施設の嘱託医療機関〉 病院名：藤掛病院 診療科：内科・外科 診察日：原則として隔週水曜日
服薬管理	・・原則として薬の管理は、看護師が責任をもって行います。また服薬については、支援員が必要な援助を行います。
通院・治療	・・外傷や疾病などについては看護師の判断で通院・治療を行います。また皮膚病など継続的な治療を要するものや軽微な外傷等については、看護師および支援員が治療に当たります。
入院中のサービス提供	・・身の回り品の用意等入院準備や入院中の衣類等の洗濯等要望に対応します。(遠方の場合は、交通費を請求する場合があります。)

(5) 社会生活支援

種類	内 容
コミュニケーション	・・会話、書写、電話等必要に応じて支援員がコミュニケーション支援を行います。
自己管理	・・本人の意思や能力に応じて、金銭や安全など自己管理学習を行います。また、必要な支援を行います。
情報提供	・・必要な情報提供を行います。また、本人宛の手紙やはがきについても要請に応じて必要な支援を行います。
地域生活移行	・・本人のライフステージを考慮に入れながら、施設での実践的な学習が地域生活移行に結びつくような支援に努めます。
選挙	・・本人の意思に応じて、付き添い支援を行います。

(6) 介護給付費・地域生活支援事業給付費対象外サービス

種類	内 容												
社会生活上の便宜	・ ・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を営めるものにするため、誕生日会や新年会等、適宜レクリエーション行事を実施します。												
日常生活上必要となる諸費用	・ ・ 日常生活品の購入代金等、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を頂きます。 ○日用品費 ○保健衛生費 ○教養娯楽費 ○被服費 ○食事代 ○光熱水費（施設入所支援、短期入所）等												
金銭管理 1	・ ・ 施設入所支援をご利用の場合には、年金は保護者会組織の年金管理委員会が、障害基礎年金管理規程に基づき管理します。施設は、委任を受けた事項のみ代行手続きを行います。また、小口の生活資金については、個人所持金管理規程に基づき受持ち職員が管理と援助を行います。												
	<table><tr><td></td><td>障害基礎年金</td><td>個人所持金</td></tr><tr><td>保管責任者</td><td>年金管理委員長</td><td>園 長</td></tr><tr><td>出納責任者</td><td>事務員</td><td>支援員</td></tr><tr><td>管理方法</td><td>障害基礎年金管理規程による</td><td>個人所持金管理規程による</td></tr></table>		障害基礎年金	個人所持金	保管責任者	年金管理委員長	園 長	出納責任者	事務員	支援員	管理方法	障害基礎年金管理規程による	個人所持金管理規程による
	障害基礎年金	個人所持金											
保管責任者	年金管理委員長	園 長											
出納責任者	事務員	支援員											
管理方法	障害基礎年金管理規程による	個人所持金管理規程による											

金銭管理 2	* 入金は、責任をもって行い利用者名の金銭出納帳を作成します。 * 年 2 回、利用者及びその保護者による年金監査を実施します。 また、年 1 回年金管理委員会の監査を実施します。 * 利用者及びその保護者は、いつでも入 出記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。 * 当施設を退園する場合には、引渡し書とともに預かり金全額をお返しします。
--------	---

(7)その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。 記録保持期間は 5 年間となります。
サービス提供期間の閲覧	月曜～金曜の 9：00～17：00 (土日祝祭日、お盆、年末年始を除く)
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際して、枚数の多い場合は 1 枚につきコピー代金 10 円頂きます。

9. 利用料

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1)介護給付費・地域生活事業給付費対象サービス利用料金

介護給付費・地域生活事業給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額、市町村事業については市町村長が定める額)のうち 9 割が介護給付費・地域生活事業給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・地域生活支援事業給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

障害福祉サービス受給者証・地域生活支援事業受給者証をご確認ください。

(2)介護給付費・地域生活事業給付費対象外サービス利用料金

別紙資料のとおり

(3)その他(施設入所支援・短期入所)

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる次の料金を頂きます。

- ・利用者の障害程度に応じたサービス利用料金
- ・その他受けたサービスの実費

(4)利用者負担金の支払方法

(施設入所支援・生活介護)

○施設入所支援と生活介護を併用して利用されている利用料金の支払いは、1 ヶ月ごとに計算し請求しますので、指定された日までに以下の方法でお支払いください。

- ・年金口座より引き落とし ※手数料はかかりません

○生活介護事業のみの利用料金は、1 ヶ月ごとに精算しますので、現金でお支払いください。

○入所時や退所時など 1 ヶ月に満たない期間のサービス利用料金は、利用日数に基づいて計算し請求いたします。

(短期入所・日中一時支援事業)

○短期入所・日中一時支援事業については、原則として利用終了時に現金にてお支払いください。

10. 要望・苦情等申込先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申込先

当施設ご利用相談窓口	- 窓口担当者 川村 雅哉 (サービス管理責任者) - ご利用時間 月曜～金曜の9:00～17:00 (土日祝祭日、お盆、年末年始を除く) - 電話番号 0574-64-3366 - ファックス 0574-64-3444 - メー ル kamogakuen@kamokai.com - ご意見箱を設置していますのでご利用ください。 - 苦情解決の為の第三者委員会を選任しておりますので ご利用ください。
岐阜県運営適正化委員会	- 所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号 - 電話番号 058-278-5136 - ファックス 058-278-5137 - メー ル tekisei@winc.or.jp *上記連絡先の担当者にお問い合わせください。

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	- 窓口担当者 山口 和己 (園長) - ご利用時間 月曜～金曜の9:00～17:00 (土日祝祭日、お盆、年末年始を除く) - 電話番号 0574-64-3366 - ファックス 0574-64-3444 - メー ル kamogakuen@kamokai.com
--------------	---

11. 協力(指定)医療機関、及び緊急時の対応

(1) 嘱託医師の医療機関

医療機関名称	・医療法人馨仁会 藤掛病院
院長名	・藤掛病院 鈴木 和義
所在地	・藤掛病院 可児市広見876番地
電話番号	・藤掛病院 0574-62-0030
診療科	・藤掛病院 内科、外科、整形外科、泌尿器、呼吸器等
入院設備	・藤掛病院 あり

(2) その他の医療機関

医療機関の名称	診療科	所在地	電話番号
のぞみの丘ホスピタル	精神科	美濃加茂市 蜂屋 町上 蜂屋 3555	0574-25-3188
安田眼科クリニック	眼科	可児市広見1-20	0574-62-7576
熊谷医院	皮膚科	可児市下恵土184	0574-62-0062
田原歯科	歯科	可児郡御嵩町 中2424	0574-67-0410
藤井歯科	歯科	可児市平貝戸312	0574-62-7773

(3) 緊急時の対応について

利用者の急変や事故等緊急時には、速やかに医療機関へ連絡を行うなど必要な措置を講ずると共に、ご家族に報告をいたします。また、必要と認められるケースについては県、関係市町村等関連機関にも報告します。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「可茂学園防災マニュアル」にて対応します。
平常時の訓練	別途定める「可茂学園防災計画」に沿って年12回以上、昼間及び早朝、夜間を想定した避難訓練に利用者の方も参加して実施します。 また、麦の丘は昼間に年2回以上の避難訓練を実施します。
防災設備	〔可茂学園〕 ・ 自動火災報知器 あり ・ 誘導灯 あり ・ 非常通報装置 あり ・ ガス漏れ警報機 あり ・ 非常用電源 あり ・ 消火器 あり ・ 防火扉 あり ・ 消火栓設備 あり ・ スプリンクラー あり
消防計画等	〔麦の丘〕 ・ 誘導灯 あり ・ 消火器 あり *カーテン、壁クロスは防炎性のあるものを使用しております。 ・ 可茂学園、麦の丘とも消防署へ提出済みです。 ・ 防火管理者 〔可茂学園・麦の丘〕 施設長 山口 和己

13. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は必ず職員に連絡をしてください。また宿泊を希望される場合は事前にご相談ください。
外出・外泊	外出の際は、必ずその旨を職員にご連絡ください。また、外泊される場合は帰宅依頼書提出時にその旨を記載くださるか、事前にご相談ください。
協力（指定）医療機関以外への受診	より専門的な受診が必要と判断された場合、当施設指定以外の医療機関への受診が必要になる可能性があります。緊急時には施設で対応いたしますが、本人やご家族の希望による指定医療機関以外への受診等は、保護者及びご家族で対応してください。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
飲酒	飲酒は可能ですが、量や時間、場所、ご家族の同意等、ルールがあります。
利用制限について	施設は集団生活ですので伝染病や感染症の方のご利用は、主治医の判断で利用をお断りすることがあります。また、短期入所利用に関しては、自傷他害のおそれがないこと、医療機関において治療する必要のないことがご利用の前提となっております。
キャンセル料について	お申込みいただいたサービス利用について、急なキャンセルにつきましては食事代実費をご負担いただく場合があります。キャンセルにつきましては、原則前日までにお申出下さい。

所持品管理	所持品(貴重品)につきましては、利用者各個人の責任にて管理していただきます。紛失して困る物、他人に壊されて困る物は出来る限りご自宅での管理が望ましいです。なお、マッチ、ライター、花火、刃物といった危険物については職員にお預けください。
宗教・政治 営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
利用者の 禁止行為	・けんか、口論、他傷など他利用者に迷惑を及ぼすこと ・施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること ・故意に施設もしくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと ・無届外出 ・施設内へのペットの持ち込みや飼育

1 4. 当施設の個人情報情報の取り扱い（プライバシーポリシー）について

1) 基本方針

当事業所は当事業所が扱う個人情報情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報情報の保護に関する法令その他関係法令及び、厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報情報の保護を図ることを宣言いたします。

2) 個人情報情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報情報の取得に際して、利用目的を特定して通知又は公表し、利用目的にしたがって適切に個人情報情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報情報の収集、利用、提供にあたっては、本人（必要に応じてご家族）の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報情報の紛失、漏洩、改ざん及び不正なアクセスのリスクに対して、必要な安全対策、予備措置等を講じて適切な管理を行います。

3) 安全性確保の実施

- (1) 当事業所は、個人情報保護の取り組みを全職員などに周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程を明確にし、必要な教育を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じて評価、見直しを行い、継続的な改善に努めます。

4) 個人情報保護に関する問い合わせ窓口

利用者ご本人から、当事業所が保有する個人情報情報についてのご質問、お問い合わせ、あるいは開示、訂正、利用停止などの依頼については、各サービス部門の責任者がお受けいたします。

別紙資料

以下のサービスについては別途利用料金を頂きます。

2025 年（令和 8 年）6 月現在

こ う 項 目		き ん 金 額	び こ う 備 考
基本	食 事	1,585円	にちがく あさ えん ひる えん ゆう えん 日 額 朝 445円 昼 570円 夕 570円 しせつにゆうしりよう にち えん にちがくたんい せいきゆう 施設入 所利用 1日 1585円（日 額単位での 請 求 となります。） せいかつかいごりよう しよくじていきようかさんがいとう ひる えん 生活介護利用 食事 提 供加算該当 昼 270円 にっちゆういちじしえんりよう しよくじていきようかさんがいとう あさ えん ひる えん ゆう えん 日 中一時支援利用 食事 提 供加算該当 朝305円 昼400円 夕400円 （ただし、生活介護・短期・日 中一時利用で食事 提 供加算非該当の場合は、 らんじようぶ にちがく せいきゆう 欄上部の「日 額」での 請 求 となります） たんきにゆうしりよう しよくじていきようかさんがいとう あさ えん ひる えん ゆう えん 短期入 所利用 食事 提 供加算該当 朝305円 昼400円 夕400円
	光熱水費	7,180円 240円	にゆうしよしせつりよう ひどつき 入 所施設利用（一月） しゆくはく ともな たんきにゆうしりよう いちにち 宿 泊を伴 う 短期入 所利用（一日）
	シーツ クリーニング代	88円	にちがく ほごしゃかいけいやくじっしじぎよう 日 額 *保護者会契約実施事業 *ショートステイ利用者はこれに該当しない
日用生活費	被服費	じっぴ 実費	したぎるい くつした てぶくろ など ○下着類 ○靴下、手袋、マフラー等 いるい りようしゃこじん ひふくるい ○パジャマ、衣類（利用者個人の被服類） くつ うわば など りようしゃこじんよう はきもの ○靴、上履き等（利用者個人用の履物） さぎようぎ など しせつがわ いちりつ しょう のぞ ○エプロン、作業着等（施設側で一律に使用するものを除く）
	日用品費で 利用者個人 で使用する もの	じっぴ 実費	は はみが こ けしょうひんるい ひげそ ○歯ブラシ、歯磨き粉 ○化粧品類 ○髭剃り せんがんせつけん せんがん るい ○洗顔石鹸、洗顔フォーム ○タオル、ハンカチ類 せんしんようせつけんるい こじん この しょう ○シャンプー、洗身用石鹸類（個人の好みで使用するもの） こじん しょう ○ティッシュペーパー（個人のスペースで使用するもの） せんたくようせんざい こじん いるい わ せんたく ばあい ○洗濯用洗剤（個人の衣類を分けて洗濯する場合）
その他の日常生活費		じっぴ 実費	こじん きょうようごらくかんけい しよひよう びひんいがい しんぶん ざっしおよ ○個人にかかる 教 養 娯楽関係の諸費用（備品以外のテレビ、新聞、雑誌及 しゆみかつどう きょう ひよう び趣味活動に供 する費用） だい こじん こうにゆう ○おやつ代（個人で購 入 してくるもの） しこうひんだい さけ など ○嗜好品代（酒、ジュース等） さんばつ せんもう など り びよう ひよう ○散髪、染毛、パーマ等理美容にかかる費用 しぶつ こじん いるいなど がいちゆう ひよう ○私物（個人の衣類等）の外 注 クリーニング費用 りようしゃ じゆうさんか かつどう ともな ざいりよう ひ およ しょうけいひ ○利用者の自由参加によるクラブ活動に 伴 う 材 料 費及び諸経費 しせつぎょうじがい りようしゃ じゆうさんか りよう がいいつなど ほんにんぶんひよう ○施設行事以外（利用者の自由参加）の旅行・外 出 等にかかる本人分費用 およ しょういん どうはん ひよう じんけんひ のぞ 及び職 員の同伴にかかる費用（人件費を除く） しんぼくりこう ほごしゃかいきようさんじぎよう *親睦旅行については保護者会協 賛 事業 していいりようきかんいがい つういん げんそく かぞくたいおう ともな じんけんひおよ こうつうひ ○指定医療機関以外への通院（原則ご家族対応）に伴 う 人件費及び交通費 ていきけんこうしんだん ふく せいかつしゅうかんびようけんしん にんげん ひよう ○定期健康診断に含まれない生活 習 慣 病 健診、人間ドック費用 などよぼうせつしゆひよう しゃしんだい ○インフルエンザ等予防接種費用 ○写真代 にゆういん ともな つきそいひ しよくじだいなど かせいふ ○入 院に伴 う 付添費、食事代等（家政婦など）
保険料等その他	損害保険料	じっぴ 実費	○生活介護利用者は保護者会規約で必須加入です
	破損補償費	じっぴ 実費	じょうきほけん たいおうか ○上記保険で対応可
	送迎費	100円/1 K	○利用者及び家族の希望により、施設が自宅等へ送迎する場合の人件費及 こうつう ひ び交通費
	管理費用等	10円/1枚 500円/月 500円/1 回	ぶんしよ ひ ○文書コピー費 あず きん かんりじ む ひ ○預かり金の管理事務費 じ むだいこうてつづ ひ ○事務代行手続き費

わたし は、本書面に基^{もと}づいて可^か茂^も学^{がく}園^{えん}職^{しよく}員^{いん}から、指^{して}定^い障^{しょう}害^{がい}者^{しや}支^し援^{えん}施^し設^{せつ}に關^{かん}する利^り用^{よう}サ一^{せい}ビス（生^{せい}活^{かつ}介^{かい}護^ご、施^し設^{せつ}に^{ゆう}所^{しよ}支^し援^{えん}、短^{たん}期^き入^に所^{しよ}、日^に中^{ちゆう}一^{いち}時^じ支^し援^{えん}）の重^{じゆう}要^{よう}事^じ項^{こう}説^{せつ}明^{めい}について説^{せつ}明^{めい}を^う受^りけ、利^り用^{よう}の^{かい}始^し

に同^{どう}意^いを^いた^しま^した^す。

れい わ ねん がつ にち
令和 年 月 日

■利用者

ゆうびん
〒

じゆうしよ
住所

しめい
氏名

いん
印

■利用者の成年後見人等

ゆうびん
〒

じゆうしよ
住所

しめい
氏名

いん
印

ぞくがら
続柄

とうじぎようしよ 指^{して}定^い障^{しょう}害^{がい}者^{しや}支^し援^{えん}施^し設^{せつ}に關^{かん}する利^り用^{よう}サ一^{せい}ビス（生^{せい}活^{かつ}介^{かい}護^ご、施^し設^{せつ}に^{ゆう}所^{しよ}支^し援^{えん}、短^{たん}期^き入^に所^{しよ}、日^に中^{ちゆう}一^{いち}時^じ支^し援^{えん}）提^{てい}供^{きよう}にあたり、上^{じゆう}記^きの^{じゆう}と^{よう}お^り重^{じゆう}要^{よう}事^じ項^{こう}に^{せつ}てい^{めい}を^いた^しま^した^す。

れい わ ねん がつ にち
令和 年 月 日

■事業者

ゆうびん
〒 509-0216

じゆう しよ
住 所

か に し い し も り ぼ ん ち
可児市石森65番地

めい しやう
名 称

しやかいふくしほうじん か も かい
社会福祉法人 可茂会

だいひようしや
代表者

りじちやう ふじかけ よしひろ いん
理事長 藤掛 仁博 印

じぎようしよ
事業所

しょうがいしやしえんしせつ か も がく えん
障害者支援施設 可茂学園

ゆうびん ぎふけん か に し い し も り ぼ ん ち
(〒 509-0216 岐阜県可児市石森65番地)

じゆう じぎようしよ か も がく えん むぎ おか
従たる事業所 可茂学園「麦の丘」

ゆうびん ぎふけん か に し ひ が し か た び ら ぼ ん ち
(〒 509-0256 岐阜県可児市東帷子3827番地6)

せつめいしや
説明者